

大 気 関 係

届 出 の し お り

大気汚染防止法
大阪府生活環境の保全等に関する条例
一般粉じん 編

平成26年3月

大阪府環境農林水産部環境管理室

はじめに

この冊子では、大気汚染防止法(以下「法」という。)、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）の一般粉じんについて説明します。

一般粉じんとは、物の破碎、選別等の機械的な処理やたい積に伴い発生し飛散する物を言います。

法、条例では、一般粉じんを発生すると考えられる施設を定め、これらの施設に対して規制基準の遵守義務や届出義務を設けています。

本冊子によって事業者の皆様方が法及び条例に基づく一般粉じん規制についてご理解を深めていただき、一般粉じん排出抑制対策にご協力くださるようお願いいたします。

目 次

1. 届出が必要な施設	1
2. 規制基準	3
(1) 法に関するもの	3
(2) 条例に関するもの	3
3. 届出の種類と提出時期	4
4. 届出書の作成要領	4
(1) 事前相談	4
(2) 届出の提出先	4
(3) 届出書の返戻	4
(4) 届出に必要な書類	5
ア 届出書及び別紙	5
イ 添付書類等	5
(5) 届出書の綴じ方	6
(6) 届出書の記載方法	7
ア 法の届出書（表紙）の記載例	7
イ 条例の届出書（表紙）記載例	8
ウ 届出書（表紙）の記載上の注意事項	9
エ 法の別紙1の記載例	11
オ 法の別紙1の記載上注意事項	12
カ 条例の別紙3の1の記載例	13
キ 条例の別紙3の1の記載上の注意事項	14
ク 法の別紙2、条例の別紙3の2の記載例	15
ケ 法の別紙2、条例の別紙3の2の記載上の注意事項	16
コ 法の別紙3、条例の別紙3の3の記載例	17
サ 法の別紙3、条例の別紙3の3の記載上の注意事項	18
シ 法の別紙4、条例の別紙3の4の記載例	19
ス 法の別紙4、条例の別紙3の4の記載上の注意事項	20
(7) 添付書類等	21
ア 変更届出説明書の記載例	21
イ 変更届出書の記載上の注意事項	22
大阪府及び市町村の公害・環境担当一覧	23

1 届出が必要な施設

根拠法令	届出が必要な施設				備考
	用途	項	施設種類	規模	
法	すべて	1	コークス炉	原料の処理能力 (50 t / 日以上)	
		2	鉱物又は土石の堆積場	面積 (1000m ² 以上)	
	鉱物、土石又はセメント	3	ベルトコンベア	ベルトの幅(75 c m以上)	密閉式を除く
			バケットコンベア	バケットの内容積 (0.03m ³ 以上)	
	鉱物、岩石又はセメント	4	破砕機・摩砕機	原動機の定格出力(75kW 以上)	密閉式、湿式を除く
5		ふるい	原動機の定格出力(15kW 以上)		
条例	食品品の製造	1	イ 粉粒塊輸送用コンベア施設	輸送能力 (30 t / 時以上)	※5
			ロ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kW 以上)	湿式を除く
			ハ 粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kW 以上)	
			ニ リンターの分離施設	すべて	
	繊維製品 (衣服等に係るものを除く) の製造	2	イ 製綿施設	すべて	
			ロ 植毛施設	すべて	
			ハ 起毛施設	すべて	
			ニ 剪毛施設	すべて	
			ホ 混合施設	すべて	
	木材若しくは木製品の製造 (家具を除く) 又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造	3	イ 粉粒塊輸送用コンベア施設	輸送能力 (30 t / 時以上)	※5
			ロ 粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kW 以上)	※5
			ハ 研削・研磨施設	原動機の定格出力(0.75kW 以上)	
			ニ 切断施設	原動機の定格出力(0.75kW 以上)	
			ホ 吹付塗装施設	すべて	
	化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造	4	イ 粉粒塊堆積場	面積 (500m ² 以上)	
			ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設	輸送能力 (30 t / 時以上)	※5
			ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kW 以上)	湿式を除く
			ニ 選別施設	原動機の定格出力(1.5kW 以上)	
			ホ 粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kW 以上)	
			ヘ 混合施設	すべて	
			ト 配合施設	すべて	
			チ 混練施設	すべて	
	リ 造粒施設	造粒面の内径(1.5m 以上)			
	プラスチック製品の製造	5	イ 粉砕施設	すべて	湿式を除く
			ロ 研磨施設	すべて	
			ハ 吹付塗装施設	すべて	
			ニ 配合施設	すべて	
			ホ 混練施設	すべて	
ゴム製品製造	6	混練施設	すべて		
窯業製品又は土石製品の製造	7	イ 粉粒塊堆積場	面積 (500m ² 以上)		
		ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設	輸送能力 (30 t / 時以上)	※5	
		ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kW 以上)	湿式を除く	
		ニ 選別施設	原動機の定格出力(1.5kW 以上)		
		ホ 粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kW 以上)		
		ヘ 研磨施設	すべて		
		ト 岩綿又は鉱滓綿加工施設	すべて		
		チ 吹付塗装施設	すべて		
		リ セメントサイロ	貯蔵容量(300m ³ 以上)		
ヌ 混合施設	すべて				

根拠法令	届出が必要な施設				備考	
	用途	項	施設種類	規模		
条 例	鉄鋼、非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造	8	イ	粉粒塊堆積場	面積（500m ² 以上）	
			ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	輸送能力（30 t /時以上）	※5
			ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kW 以上)	湿式を除く
			ニ	粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kW 以上)	
			ホ	研摩施設	すべて	
			ヘ	溶射施設	すべて	
			ト	吹付塗装施設	すべて	
			チ	切断施設	すべて	
			リ	鋳型砂処理施設	すべて	
			ヌ	鋳型ばらし施設	すべて	
			ル	ダクタイル処理施設	すべて	
			ヲ	スカーファ	すべて	
			ワ	混合施設	すべて	
			カ	配合施設	すべて	
			ヨ	混練施設	すべて	
タ	造粒施設	造粒面の内径(1.5m 以上)				
	その他の製品の製造	9	イ	粉砕施設 (つの又は貝殻の用)	すべて	湿式を除く
			ロ	研摩施設 (つの又は貝殻の用)	すべて	
			ハ	吹付塗装施設	すべて	
	ガスの製造	10	イ	粉粒塊堆積場	面積（500m ² 以上）	
			ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	輸送能力（30 t /時以上）	※5
			ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kW 以上)	湿式を除く
			ニ	粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kW 以上)	
			ホ	配合施設	すべて	

備考

条例対象の施設で、次のものは除く。

- ※1. 実験用
- ※2. 移動式
- ※3. 粉じんが外部に飛散しにくい構造の建築物内に設置されているもの
- ※4. 法対象となるもの
- ※5. 粉粒塊輸送用コンベア施設のうち袋詰めにしたものを扱うもの

2 規制基準

(1) 法に関するもの

施設	規制基準
コークス炉	① 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 ② 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 ③ 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
コークス炉以外の施設	次の各号の一に該当すること。 ① 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ② 散水設備によって散水が行われていること。 ③ 防じんカバーでおおわれていること。 ④ 鉱物又は土石の堆積場にあつては、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 ⑤ ベルトコンベア及びバケットコンベアにあつては、コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に②又は③の措置が講じられていること。 ⑥ 破碎機及び摩砕機、ふるいにあつては、フード及び集じん機が設置されていること。 ⑦ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 条例に関するもの

施設	構造、使用、管理基準
一般粉じんを建築物の外部に強制的に排出する施設	① 処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 ② 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
上記以外の施設	次の各号の一に該当すること。 ① 散水設備によって散水が行われていること。 ② 防じんカバーでおおわれていること。 ③ 粉粒塊堆積場にあつては、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 ④ 粉粒塊輸送用コンベア施設にあつては、コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼働されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に①又は②の措置が講じられていること。 ⑤ 粉粒塊堆積場及び粉粒塊輸送用コンベア施設以外の施設にあつては、処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 ⑥ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

備考 処理装置は次のものとする。

- 1 吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの。
- 2 吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの。

3 届出の種類と提出時期

届出が必要な場合	届出の種類	提出時期							
届出施設を設置しようとする場合	設置届	工事着手前							
法・条例の改正等によって新たに届出施設となった場合	使用届	届出施設となった日から 30 日以内							
届出施設の構造、使用の方法、処理の方法を変更しようとする場合	変更届	変更工事着手前							
次の事項を変更した場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>①届出者の氏名・住所</td> </tr> <tr> <td>②工場・事業場の名称・所在地</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法人</td> <td>①法人の名称・本社所在地</td> </tr> <tr> <td>②代表者の氏名</td> </tr> <tr> <td>③工場・事業場の名称・所在地</td> </tr> </table>	個人	①届出者の氏名・住所	②工場・事業場の名称・所在地	法人	①法人の名称・本社所在地	②代表者の氏名	③工場・事業場の名称・所在地	氏名等変更届	変更日から 30 日以内
個人		①届出者の氏名・住所							
	②工場・事業場の名称・所在地								
法人	①法人の名称・本社所在地								
	②代表者の氏名								
	③工場・事業場の名称・所在地								
届出施設を廃止した場合	廃止届	廃止日から 30 日以内							
届出施設を譲渡、合併、相続等により承継した場合	承継届	承継日から 30 日以内							

4 届出書の作成要領

本届出は、届出施設を設置する市町村で窓口が異なります。詳しくは巻末の資料又は下記 URL を参照してください。

〈大阪府／大気関係 届出・規制案内〉 <http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/taiki/index.html>

(1) 事前相談

大阪府及び市町村では、届出書の作成や提出、届出の受理、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう届出書提出前の事前相談を行っています。

例えば、届出書に不備があると受理できないために、工事の着工が遅れたり、計画していた施設が規制基準に適合していないことによる計画変更命令を受けることがあります。これを防ぐためにも、大阪府又は工場・事業場の所在地の市町村まで事前に相談くださいますようお願いいたします。

(2) 届出の提出先

届出書の提出先は、工場・事業場の所在地の市町村環境担当部署です。届出書に記載するあて先と届出部数は、工場・事業場が所在する地域により異なりますのでご注意ください。

(3) 届出の返戻

届出書が受理された後、提出された写しのうち 1 部が返戻されます。これらの書類は、必ず大切に保管してください。

(4) 届出に必要な書類

届出には、アの届出書及び別紙、イの添付書類の両方が必要

ア 届出書及び別紙

届 出 書 及 び 別 紙	備 考
一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書	法に係る届出のみ
届出施設設置（使用・変更）届出書	条例に係る届出のみ
別紙1 一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法 別紙3の1 届出施設（粉粒塊堆積場、粉粒塊輸送用コンベア施設、粉碎施設、ふるい分施設、選別施設以外）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（一般粉じん）	該当するもののみ添付すること
別紙2 一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法 別紙3の2 届出施設（粉粒塊堆積場）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（一般粉じん）	
別紙3 一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法 別紙3の3 届出施設（粉粒塊輸送用コンベア施設）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（一般粉じん）	
別紙4 一般粉じん発生施設（摩砕機、破砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法 別紙3の4 届出施設（粉碎施設、ふるい分施設、選別施設）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（一般粉じん）	

イ 添付書類等

(ア) 届出に必要な書類、図面等

必 要 な 書 類	備 考
一般粉じん発生施設（届出施設）及び一般粉じんの処理又は防止のための施設（ばい煙等の処理等を行う施設）の設置場所を明記した図面（工場又は事業場の平面図）	
一般粉じん発生施設（届出施設）の構造概要図（主要寸法を記入したもの）	
一般粉じんの処理又は防止のための施設（ばい煙等の処理を行う施設）（煙突、フード、ダクト等を含む。）の概要図（主要寸法及び測定箇所を記入したもの）	
変更概要説明書	変更届の場合のみ添付
その他特に必要と認めた書類 〈例〉原料等の性状分析表	特に求めた場合のみ必要

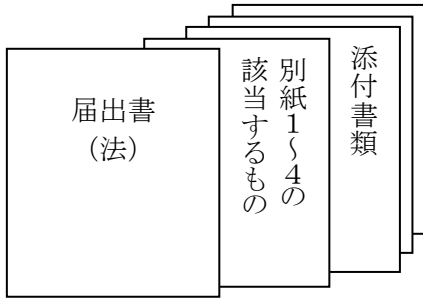
(イ) その他、届出の際に提出する書類

必 要 な 書 類	備 考
委任状	代表者以外が届出をする場合必要

(5) 届出書の綴じ方

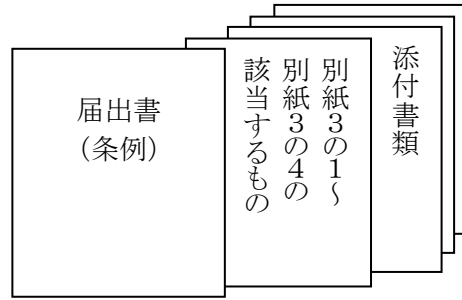
法の届出の場合

届出書（法）+別紙+添付書類



条例の届出の場合

届出書（条例）+別紙+添付書類



(6) 届出書の記載方法

ア 法の届出書(表紙)の記載例

一般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府知事様

届出者住所 大阪府中央区大手前〇丁目〇番地〇号
〇〇産業株式会社

氏名 代表取締役 青空守 代表者印

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)

大気汚染防止法第18条第1項(第18条第3項、第18条の2第1項)の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇産業(株)大阪工場 (電話番号 000-000-0000)	※整理番号	
		※受理年月日	
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 000-0000) 〇〇市〇〇町〇番〇号	※施設番号	
		※審査結果	
一般粉じん発生施設の種類	第3項ベルトコンベア	※備考 (収受印等)	(大阪府)
一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり		(市町村)

添付書類 1 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための施設の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図)
2 変更概要説明書(変更届の場合に限る。)

参 考 事 項			
工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	届け出すべき者が常時使用する従業員数	300人
工場又は事業場の規模		資本金	5000万円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先(電話番号)		労働環境課 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	

備考 1 一般粉じん発生施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。

ウ 届出書（表紙）の記載上の注意事項

1	表題等	<p>(1) 表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。 <例> 1 設置届の場合・・・設置（使用、変更）届出書 2 変更届の場合・・・設置（使用、変更）届出書 3 使用届の場合・・・設置（使用、変更）届出書</p> <p>(2) 適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること。大阪府生活環境の保全等に関する条例についても同様にすること。 <例> 1 設置届の場合 大気汚染防止法第18条第1項（第18条第3項、第18条の2第1項） 大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項（第21条第1項・第23条第1項） 2 変更届の場合 大気汚染防止法第18条第1項（第18条第3項、第18条の2第1項） 大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項（第21条第1項・第23条第1項） 3 使用届の場合 大気汚染防止法第18条第1項（第18条第3項、第18条の2第1項） 大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項（第21条第1項・第23条第1項）</p>
2	届出者	<p>法人の場合 : 法人の名称、本社所在地及び代表者（代表権を有する者）の職氏名を記載の上、代表者印（丸印）を捺印すること。</p> <p>個人営業の場合 : 事業主の住所、氏名を記載の上捺印すること。</p> <p>非法人の場合 : 町内会等の非法人の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載の上捺印すること。</p> <p>（注1）代表者でない者が届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証明する委任状（1通、代表者印が捺印されているもの）を添付すること。</p> <p>（注2）届出者は、下に掲げる場合を除き、原則として施設の設置者である。 （1）リース、レンタル、貸工場、貸ビル内等のテナントの施設については、施設使用者が届出者である。 （2）マンションのボイラー等共有施設については、管理組合の代表者又は共有者の代表者が届出者である。</p>
3	工場又は事業場の名称	<p>名称にはふりがなを付けて記載すること。 個人営業の場合は屋号を記載すること。 電話番号を記載すること。 届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>
4	工場又は事業場の所在地	<p>郵便番号も記載すること。 届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称（〇〇地先等）で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。</p>

5	一般粉じん発生施設（届出施設）の種類	<p>法の場合は、法施行令別表第2（第3条関係）、条例の場合は、条例施行規則別表第3第5号（第5条関係・一般粉じんに係る届出施設）に係る項番号、名称及び基数を記載すること。</p> <p><例> 法の場合 3項 ベルトコンベア 1基</p> <p> 条例の場合 5-4項へ 混合施設 1基</p> <p>条例の2以上の区分（例えば、別表第3第3号「揮発性有機化合物」と別表第3第5号「一般粉じん」）に係る届出施設については、次のように記載すること。</p> <p><例> 3-7項イ 吹付塗装施設 }</p> <p> 5-3項ホ 吹付塗装施設 } 1基</p>
6	工場又は事業場の事業内容	<p>総務省「日本標準産業分類」の例による業種を記載すること。</p> <p>参照：http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm</p>
7	工場又は事業場の規模	<p>製品の生産量等の工場、事業場の規模を表す指標を記載すること。サービス業等の適切な指標がない業種については、必ずしも記載しなくてもよい。</p>
8	届け出すべき者が常時使用する従業員数	<p>届出する事業者が常時使用する従業員の数（本社事務部門の従業員を含み、アルバイト、パートを除く）を記載すること。</p>
9	資本金	<p>法人のみ記載すること。</p>
10	当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先（電話番号）	<p>この届出についての連絡先（担当する部・課名等）を記載すること。</p> <p>また、その連絡先の電話番号（直通、内線の別）を記載すること。</p> <p><例>環境安全課 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇（ダイヤルイン）</p>

エ 法の別紙1の記載例

別紙1 一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法		
工場又は事業場における施設番号	No.5	
名称及び型式	〇〇社製コークス炉	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
規模	原料の処理能力（t／日）	800
	炉室数	35
	炭化時間（h）	15
装炭作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	バッグフィルター＋無煙装入装置
	集じん機効率（%）	99
	送風機の原動機出力（kW）	750
窯出し作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	バッグフィルター（装炭と共用）
	集じん機効率（%）	99
	送風機の原動機出力（kW）	750
消火作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	乾式消火設備
添付書類 1 一般粉じん発生施設の構造概要図（主要寸法を記入したもの） 2 一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）		
一般粉じんの発生及び処理又は防止に係る操業の系統の概要（作業工程）	石炭→コークス炉→溶鋳炉→溶銑→電気炉→均熱炉→圧延 鉄鉱石→焼結機→	
参考事項	コークス炉の発生ガスは、精製後コークス炉の燃料に使用	
備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記載すること。		

オ 法の別紙1の記載上の注意事項

(ア) この用紙は、法のコークス炉の場合のみ記載すること。

(イ) 各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号(記号)又は固有の呼称を与えて記載すること。(番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。	
2	名称及び型式	名称(法施行令別表第2に掲げる名称)、製造会社名、型式を記載すること。	
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。	
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。	
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設の本運転(実稼働)開始予定年月日を記載すること	
6	規模	原料の処理能力	炉が複数で能力が異なるときは、それぞれ記載すること。
		炉室数	炉室の数を記載すること。
		炭化時間	炉が複数で炭化時間が異なるときは、それぞれ記載すること。
7	装炭作業・窯出し作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	当該処理装置の種類・名称及び型式を具体的に記載すること。 〈例〉〇〇社製電気集じん機
		集じん機効率	重量比で記載すること。 一般粉じんの捕集効率 = $\frac{\text{入口の一般粉じん量} - \text{出口の一般粉じん量}}{\text{入口の一般粉じん量}} \times 100$
		送風機の原動機出力	カタログ等を参考に、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記載すること。
8	消火作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	当該処理装置の種類・名称及び型式を具体的に記載すること。 〈例〉〇〇社製電集じん機
9	一般粉じんの処理又は防止に係る操業の概要(作業工程)	当該届出施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業手順(工程)を記載すること。	
10	参考事項	上記に記載に係る補足等を記載すること。	

カ 条例の別紙3の1の記載例

別紙3の1 届出施設(粉粒塊堆積場、粉粒塊輸送用コンベア施設、粉碎施設、ふるい分施設、選別施設以外)

の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（一般粉じん）

工場又は事業場における施設番号		No. 1	
名称及び型式		研磨施設 〇〇社製ショットブラスト	
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
使用開始予定年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
規模	原動機の定格出力(kW)	22KW	
	造粒面の内径(m)		
	貯蔵容量(m ³)		
	処理能力(t/h)	0.9 t/h	
処理対象物の種類、性状及び通常の月間処理量(t/年)		鋼材のパイプ 250 t/月	
使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	届出施設がその中に設置されている建築物の概要		スレート葺き四方解放
	処理装置	処理装置の種類及び型式	〇〇社製バッグフィルター
		処理効率(%)	99%
		送風機の原動機出力(kW)	3.7
排出ガス量(Nm ³ /h)		3600	
散水	装置の種類及び型式		
	装置の能力(m ³ /h)		
	処理量当たりの散水量(l/t)		
防じんカバーの設置状況			
その他	方 法		
添付書類 1 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 ばい煙等の種類を行う施設（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）			

ばい煙等の発生及び処理等に係る作業の系統の概要（作業工程）	原材料 → 研磨 → 亜鉛めっき
-------------------------------	------------------

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に使用届での場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。

キ 条例の別紙3の1の記載上の注意事項

(ア) この用紙は、条例の粉粒塊堆積場、粉粒塊輸送用コンベア施設、粉碎施設、ふるい分施設、選別施設以外の届出施設の場合に記載すること。

(イ) 各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号（記号）又は固有の呼称を与えて記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。	
2	名称及び型式	名称（条例施行規則別表第3に掲げる名称）、製造会社名、型式を記載する。	
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。	
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。	
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。	
6	規模		
	原動機の定格出力	原動機を使用するものについて記載すること。	
	造粒面の内径	当該届出施設の造粒面の内径を記載すること。	
	貯蔵容積	当該届出施設の貯蔵容積を記載すること。	
	処理能力	当該届出施設の処理能力を記載すること。	
7	処理対象物の種類、性状及び通常の月間処理量	運搬物の種類、性状及び通常の月間処理量を具体的に記載すること。	
8	届出施設がその中に設置されている建築物の概要	当該届出施設が設置されている建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうかわかるように記載すること。 〈例〉鉄筋コンクリート造（出入り口はシャッター、その他開口部なし）	
9	使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	処理装置の種類及び型式	当該処理装置の種類・名称及び型式を具体的に記載する。 〈例〉〇〇社製電気集じん機
		処理効率（%）	重量比で記載すること。 $\text{一般粉じんの捕集効率} = \frac{\text{入口の一般粉じん量} - \text{出口の一般粉じん量}}{\text{入口の一般粉じん量}} \times 100$
		送風機の原動機出力	カタログ等を参考に、当該処理装置に付帯している送風機の原動機出力を記載すること。
		排出ガス量	当該処理装置の送風能力等により算出し、標準状態（温度0℃、圧力1気圧）に換算して記載すること。（常温15℃として換算） $\text{排出ガス量} = \frac{\text{送風機能力} (\text{m}^3/\text{分}) \times 273}{273 + 15} \times 60 \text{分}$
	散水	装置の種類及び型式	散水装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。
		装置の能力	散水能力（散水実施量ではない）を記載すること。
		処理量当たりの散水量	運搬量1トン当たりの散水実施量を記載すること。
	その他	方法	散水等と同等以上の効果を有する措置を講じている場合にその方法を具体的に記載すること。
	10	ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	当該届出施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順（工程）を記載すること。

ク 法の別紙2、条例の別紙3の2の記載上の記載例

別紙2 一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

別紙3の2 届出施設（粉粒塊堆積場）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（一般粉じん）

工場又は事業場における施設番号		No.2		
名称及び型式		土石堆積場		
設置年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日		年 月 日
使用開始予定年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日		年 月 日
規模	面積 (m ²)	1,500		
	堆積能力 (t)	1,500		
堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)		砂 (比重 (真) 2.7、 粒度 10~40mm、水分 3%) 150000 t/年		
使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	堆積場（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要		スレート葺き四方解放	
	散水	装置の種類、型式及び基数	〇〇社製スプリンクラー4 基	
		装置の能力 (m ³ /h)	1. 3 m ³ /時	
		散水の方法	10L/hの量で約10mの高さから散布	
	防じんカバーの設置状況			
	薬液散布	薬液の種類及び名称		
		装置の種類、型式及び基数		
		装置の能力 (m ³ /h)		
		散水の方法		
	締め	装置の種類及び型式		
方 法				
その他	方 法			
添付書類 1 一般粉じん発生施設（届出施設）の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 一般粉じんの飛散防止のための装置（ばい煙等の処理等を行う施設）（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）				
ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）				
備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 2 堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量の欄には、比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べ堆積量について記載すること。 3 散水の方法、薬液散布の方法、締めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（散水の場合にあっては、水量 L/h）、実施頻度等を記載すること。 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。				

ケ 法の別紙2、条例の別紙3の2記載上の注意事項

(ア) この用紙は法の堆積場及び条例の粉粒塊堆積場の場合のみ記載すること。

(イ) 各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号		工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号(記号)又は固有の名称を与えて記載すること。(番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。)	
2	名称及び型式		名称(法施行令別表第2、条例施行規則別表第3に掲げる名称)を記載すること。	
3	設置年月日		使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。	
4	着手予定年月日		設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。	
5	使用開始予定年月日		設置及び変更の届出に際して、当該届出施設の本運転(実稼働)開始の予定年月日を記載すること。	
6	規模	面積	届出施設の面積を記載すること。	
		堆積能力	堆積することができる量を記載すること。	
7	堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量		堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量を記載すること。	
8	堆積場(届出施設)がその中に設置されている建築物の概要		届出施設が設置されている建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうか分かるように記載すること。 〈例〉鉄筋コンクリート造(出入り口はシャッター、その他開口部なし)	
	使用及び(又は)管理方法(及びばい煙等の処理等の方法)	散水	装置の種類、型式及び基数	散水装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。
			装置の能力	散水能力(散水実施量ではない)を記載すること。
			散水の方法	散水実施量、実施頻度等を記載すること。
		防じんカバーの設置状況	防じんカバーの種類等を記載すること。 〈例〉・ビニールシート掛け	
	薬液の散布	薬液の種類及び名称	使用する薬液の種類及び名称を記載すること。	
		装置の種類、型式及び基数	散布装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。	
		装置の能力	散布能力(散布実施量ではない)を記載すること。	
		散布の方法	散布実施量、実施頻度等を記載すること。	
	締固め	装置の種類及び型式	装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。	
		方法	実施頻度等を記載すること。	
	その他	方法	散水や薬液散布等と同等以上の効果を有する措置を講じている場合にその方法を具体的に記載すること。	
	9	ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要(作業工程)		当該届出施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順(工程)を記載すること。

コ 法の別紙3、条例の別紙3の3記載上の記載例

別紙3 一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法			
別紙3の3 届出施設(粉粒塊輸送用コンベア)の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（一般粉じん）			
工場又は事業場における施設番号	No.3		
名称及び型式	ベルトコンベア 〇〇社製スチールベルト式		
設置年月日	年 月 日		
着手予定年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
使用開始予定年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
規模	ベルト幅（cm）又はバケット内容積（m ³ ）	105	
	単基の長さ（m）×基数	13（m）×1基	
	ベルト又はバケットの速度（m/分）	50	
	運搬能力（t/h）	30	
運搬物の種類、性状及び通常の間月間運搬量（t/月）		コークス 5000t/時	
（使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法）	コンベア（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要	屋外	
	集じん機	集じん機（処理装置）の種類及び型式	〇〇社製バグフィルター
		集じん機（処理）効率（%）	99.5%
		送風機の原動機出力（kW）	1300kW
	散水	装置の種類及び型式	
		装置の能力（m ³ /h）	
		運搬量当たりの散水量（L/t）	
	防じんカバーの設置状況	ビニールシート掛け	
	その他	方 法	
	添付書類 1 一般粉じん発生施設（届出施設）の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 一般粉じんの処理又は飛散防止のための装置（ばい煙等の処理等を行う施設）（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）		
ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）			
備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。			

サ 法の別紙3、条例の別紙3の3の記載上の注意事項

(ア) この用紙は、法のベルトコンベア及びバケットコンベア並びに条例の粉粒塊輸送用コンベア施設の場合のみ記載すること。

(イ) 各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号（記号）又は固有の呼称を与えて記載すること。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。		
2	名称及び型式	名称（法施行令別表第2及び条例施行規則別表第3に掲げる名称）、製造会社名、型式を記載すること。		
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。		
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。		
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。		
6	規模	ベルト幅又はバケットの内容積	ベルトコンベアの場合は、ベルト幅を、バケットコンベアの場合はバケット内容積を記載すること。	
		単基の長さ×基数	1基あたりの長さ及び基数を記載すること。	
		ベルト又はバケットの速度	ベルト又はバケットの速度を記載すること。	
		運搬能力	運搬能力を記載すること。	
7	運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量	運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量を具体的に記載すること。		
8	使用及び（又は）管理の方法（及びばい煙等の処理等の方法）	コンベア（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要	届出施設が設置されている建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうかがわかるように記載すること。 〈例〉鉄筋コンクリート造（出入り口はシャッター、その他開口部なし）	
		集じん機（処理装置）	集じん機（処理装置）の種類及び型式	当該処理装置の種類・名称・型式及び基数を具体的に記載すること。 〈例〉〇〇社製電気集じん機
			集じん機（処理装置）効率	重量比で記載すること。 $\text{一般粉じんの捕集効率} = \frac{\text{入口の一般粉じん量} - \text{出口の一般粉じん量}}{\text{入口の一般粉じん量}} \times 100$
			送風機の原動機出力	カタログ等を参考に、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記載すること。
		散水	装置の種類及び型式	散水装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。
			装置の能力	散水能力（散水実施量ではない）を記載すること。
			運搬量当たりの散水量	運搬量1トン当たりの散水実施量を記載すること。
		防じんカバーの設置状況	防じんカバーの種類等を記載すること。 〈例〉ビニールシート掛け	
		その他	方法	散水等の同等以上の効果を有する措置を講じている場合にその方法を具体的に記載すること。
		9	ばい煙等の発生及び処理等に係る作業の系統の概要（作業工程）	当該届出施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順（工程）を記載すること。

シ 法の別紙4、条例の別紙3の4の記載上の記載例

別紙4 一般粉じん発生施設（破碎機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法			
別紙3の4 届出施設（粉碎施設、ふるい分施設、選別施設）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（一般粉じん）			
工場又は事業場における施設番号		No.4	
名称及び型式		粉碎機 〇〇社製ロッシュェミル	
設置年月日		年 月 日	
着手予定年月日		平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	
使用開始予定年月日		平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	
規模	原動機の定格出力(kW)	70	
	処理能力(t/h)	1.0	
処理対象物の種類及び通常の月間処理量(t/月)		タルク 200t/月	
使用及び管理の方法（使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法）	破碎機、摩砕機、ふるい（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要	スレート葺き ALC 構造 一面解放	
	集じん機処理装置	集じん機(処理装置)の種類及び型式	〇〇社製バグフィルター
		集じん機(処理)効率(%)	99.5%
		送風機の原動機出力(kW)	55kW
	散水	装置の種類及び型式	
		装置の能力(m ³ /h)	
		処理量の当たりの散水量(L/t)	
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	
	添付書類 1 一般粉じん発生施設（届出施設）の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 一般粉じんの処理又は防止のための装置（ばい煙等の処理等を行う施設）（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）		
ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）			
備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。			

ス 法の別紙4、条例の別紙3の4の記載上の注意事項

(ア) この用紙は法の破碎機、摩砕機、ふるい及び条例の粉碎施設、ふるい分施設、選別施設の場合のみ記載すること。

(イ) 各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号（記号）又は固有の呼称を与えて記載すること。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。）	
2	名称及び型式	名称（法施行令別表第2、条例施行規則別表第3に掲げる名称）、製造会社名、型式を記載すること。	
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。	
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。	
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。	
6	規模		
	原動機の定格出力	原動機を使用するものについて記載すること。	
	処理能力	当該届出施設の処理能力を記載すること。	
7	処理対象物の種類、性状及び通常の月間処理量	運搬物の種類、性状及び通常の月間処理量を具体的に記載すること。	
8	使用及び（又は）管理の方法（及びばい煙等の処理等の方法）	破碎機、摩砕機、ふるい（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要	届出施設が設置されている建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうか分かるように記載すること。 〈例〉鉄筋コンクリート造（出入り口はシャッター、その他開口部なし）
		集じん機（処理装置）の種類及び型式	当該届出の係る処理装置の種類・名称・型式及び基数を具体的に記載すること。〈例〉〇〇社製電気集じん機
		集じん機（処理装置）の効率	重量比で記載すること。 $\text{一般粉じんの捕集効率} = \frac{\text{入口の一般粉じん量} - \text{出口の一般粉じん量}}{\text{入口の一般粉じん量}} \times 100$
		送風機の原動機出力	カタログ等を参考に、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記載すること。
		装置の種類及び型式	散水装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。
		装置の能力	散水能力（散水実施量ではない）記載すること。
		処理量当たりの散水量	処理量1トン当たりの散水実施量を記載すること。
		防じんカバーの設置状況	防じんカバーの種類等を記載すること。 〈例〉ビニールシート掛け
その他	方法	散水等の同等以上の効果を有する措置を講じている場合にその方法を具体的に記載すること。	
9	ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	当該届出施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順（工程）を記載すること。	

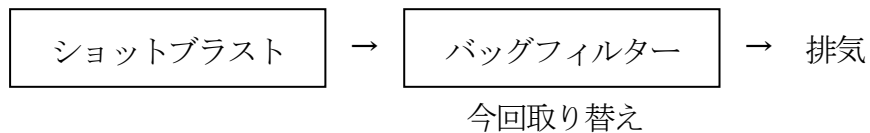
(7) 添付書類等

ア 変更届出説明書の記載例

変更届説明書（理由）

次の事項を変更しますので、別添のとおり届け出ます。

施設番号（種類）	当該届出を設置した ときの届出年月日及 び収受番号	主要変更事項	変更日	変更理由
No.1 研摩施設 (5-8項ホ)	平成〇〇年〇月〇日 事指〇-〇〇号	バグフィルター の取り替え	平成〇〇年 〇月〇日	老朽化のため 更新



イ 変更届出説明書記載上の注意事項

1	施設番号（種類）	<ul style="list-style-type: none"> 工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を与えて記入する。（番号等は、重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記入すること。） 種類は、条例施行規則別表第3に係る項番号、名称及び基数を記入すること。 <p><例> 1号・2号（法：第2項 ベルトコンベア 2基） No.1（条例：5－7項ハ ふるい分施設 1基）</p>
2	当該施設を設置したときの届出年月日及び收受番号	当該施設を設置したときの設置届表紙の「※備考(収受印等)」欄内の届出年月(市町村収受印内に記載される年月)及び収受番号(大阪府収受印内に記載される番号)を記入すること。
3	主要変更事項	具体的に変更した事項を記入する <例> バッグフィルター取り替え
4	変更年月日	変更に伴って工事を行う場合は、その着手（基礎工事を含む）日を記入すること。
5	変更理由	簡明に記入すること。 <例> 老朽化のため
6	備考	変更前後についてのフローシートを簡略に記入すること。また、その他特に記入する必要のある事項を記入すること。

大阪府および市町村の公害・環境担当部局一覧（2014. 2. 1 現在）

(1) 以下の工場・事業所は、担当部署は下記の部署となりますが、届出の提出先は各市町の環境部局となります。（各市町村を経由して、担当部署に届きます。）

- ・担当部署：大阪府 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ
- ・電話番号：06-6941-0351（代）

市町	届出の提出先	電話番号	届出書の あて先	部数
島本町	環境・産業課	075-962-2863（直）	府知事	3部（正本1部、 写し2部）
摂津市	環境政策課	06-6383-1111（代）		
交野市	みどり環境課	072-892-0121（代）		
四條畷市	生活環境課	072-877-2121（代）		
寝屋川市※	環境推進課	072-824-1181（代）		
門真市	環境対策課	06-6902-7212（直）		
守口市	環境保全課	06-6992-1221（代）		
大東市	環境課	072-870-9621（直）		
柏原市	環境保全課	072-972-1534（代）		
藤井寺市	環境政策課	072-939-1111（代）		
羽曳野市	環境衛生課	072-958-1111（代）		

※条例の一般粉じんに係る届出施設のみが対象となります。

(2) 泉州地域の工場・事業所は、担当部署は下記の部署となりますが、届出の提出先は各市町の環境部局となります。（各市町を経由して、担当部署に届きます。）

- ・担当部署：大阪府 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課
- ・電話番号：072-439-3601（代）

市町	届出の提出先	電話番号	届出書の あて先	部数
高石市	生活環境課	072-265-1001（代）	大阪府 泉州農と 緑の総合 事務所長	3部（正本1部、 写し2部）
和泉市	環境保全課	0725-41-1551（代）		
泉佐野市	環境衛生課	072-463-1212（代）		
熊取町	環境課	072-452-1001（代）		
田尻町	生活環境課	072-466-5005（直）		
泉南市	環境整備課	072-483-9871（直）		
岬町	住民生活課	072-492-2714（直）		

(3) 下記の①から③の市町村では、大阪府から大気関係の事務を移譲し、届出に係る事務や規制指導等を分担して処理しています。

①池田市、箕面市、豊能町、能勢町

平成23年10月より、共同処理センターで処理しています（幹事市：池田市）。

大気関係に係る届出審査・指導等は池田市が行いますが、届出の提出先は各市町となりますので、ご注意ください。

- ・担当部署：池田市 広域環境をまもる課
- ・072-754-6647（直）

市町村	担当部署 届出の提出先	電話番号
池田市	環境をまもる課	072-754-6647（直）
箕面市	環境政策課	072-724-6189（直）
豊能町	環境課	072-736-1190（直）
能勢町	地域振興課	072-734-3171（直）

②河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

平成24年1月より、分担処理しています（幹事市：河内長野市）。

大気関係に係る届出審査・指導は河内長野市が行いますが、届出の提出先は各市町村となりますので、ご注意ください。

- ・担当部署：河内長野市 環境保全課
- ・電話番号：0721-53-1111（代）

市町村	担当部署 届出の提出先	電話番号
河内長野市	環境保全課	0721-53-1111（代）
富田林市	みどり環境課	0721-25-1000（代）
大阪狭山市	市民部	072-366-0011（代）
太子町	生活環境室	0721-98-5525（直）
河南町	環境・まちづくり推進課	0721-93-2500（代）
千早赤阪村	住民課	0721-72-0081（代）

③泉大津市、忠岡町

平成24年1月より、泉大津市が処理しています（忠岡町の事務は泉大津市に委託されています）。

大気関係に係る届出審査・指導は泉大津市が行いますが、届出の提出先は各市町となりますので、ご注意ください。

- ・担当部署：泉大津市 環境課
- ・電話番号：0725-33-1131（代）

市町村	担当部署 届出の提出先	電話番号
泉大津市	環境課	0725-33-1131（代）
忠岡町	生活環境課	0725-22-1122（代）

(4) 所在する工場・事業場が下記の市町村の場合、担当部署に直接お問合せください。

市町村	担当部署 届出の提出先	電話番号
大阪市	環境管理課 環境保全対策グループ	06-6615-7923 (直)
北・都島・淀川・東淀川・旭	環境管理部環境管理課 北部環境保全監視グループ	06-6313-9550 (直)
中央・天王寺・浪速・東成・生野・ 城東・鶴見	環境管理部環境管理課 東部環境保全監視グループ	06-6267-9922 (直)
福島・此花・西・港・大正・西淀 川	環境管理部環境管理課 西部環境保全監視グループ	06-6576-9247 (直)
阿倍野・東住吉・平野	環境管理部環境管理課 南東部環境保全監視グループ	06-6630-3433 (直)
住之江・住吉・西成	環境管理部環境管理課 南西部環境保全監視グループ	06-4301-7248 (直)
堺市	環境指導課	072-228-7474 (直)
豊中市	環境政策室	06-6858-2105 (直)
吹田市	環境保全課	06-6384-1850 (直)
高槻市	環境保全課	072-674-7486 (直)
枚方市	環境公害課	072-848-4492 (直)
東大阪市	公害対策課	06-4309-3203 (直)
茨木市	環境保全課	072-620-1646 (直)
寝屋川市※※	環境推進課	072-824-1181 (代)
八尾市	環境保全課	072-924-3841 (直)
松原市	環境予防課	072-334-1550 (代)
岸和田市	環境保全課	072-423-9463 (直)
貝塚市	環境政策課	072-433-7186 (直)
阪南市	生活環境課	072-471-5678 (代)

※※大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設のみが対象となります。